

「自動車用途等の区分について(依命通達)」の細部取扱いについて(平成13年4月6日付け国自技第50号)の一部改正について

令和4年3月
整備課

〈改正の概要〉

1. キャンピング車の構造要件について

現行のキャンピング車の構造要件は、平成13年4月に施行し、現在まで運用しているところ。

今般のコロナ禍によりアウトドアレジャーが見直され、キャンピング車の利用方法も多様性が求められているところ、現在の使用状況を鑑み、以下2点について構造要件を見直す改正を行うこととした。

(1) 水道設備及び炊事設備を利用するための床面高さ

従来、水道設備及び炊事設備を有効に利用できる床面高さとして1,600mm以上有することを規定していたが、座って使用する等、比較的低い位置にある水道設備及び炊事設備を利用する場合があることから、これらについては有効に利用できる床面高さを1,200mm以上と改正することとする。

(2) 就寝設備の数

従来、キャンピング車の構造要件として、2名分以上の就寝設備を有することを規定していたが、今般のコロナ禍により最少人数でキャンピング車を利用する場面が増加しており、これらの場合には1名分の就寝設備であっても、車室内に居住する目的を達成するのに適切な設備を有すると認められることから、キャンピング車の就寝設備を1名分以上と改正することとする。

2. その他特種用途自動車の構造要件について

昨今の特種用途自動車の使用状況を鑑み、所要の改正を行うこととする。

〈改正スケジュール〉

本改正規定は、令和4年4月1日から適用する。

「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて（平成13年4月6日国自技第50号）新旧対照表

平成13年4月6日国自技第50号
 改正令和4年3月1日国自整第278号
 （傍線の部分は改正部分）

新			旧		
1 用途区分通達4-1-1の自動車			1 用途区分通達4-1-1の自動車		
車体の形状	構造要件	留意事項	車体の形状	構造要件	留意事項
電波監視車	総務省において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局の探査のために使用するものであって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 (略) 2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯（格納式、着脱式又は自動車の外形上に設置されていないものを除く。）及びサイレンを有すること。	(略)	電波監視車	総務省において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局の探査のために使用するものであって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 (略) 2 保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。	(略)
2 用途区分通達4-1-2の自動車			2 用途区分通達4-1-2の自動車		
車体の形状	構造要件	留意事項	車体の形状	構造要件	留意事項
医療防疫車	国、地方自治体、日本赤十字社又は医療法に基づく病院若しくは診療所等（これらの団体により構成される中小企業等協同組合を含む）に	(略)	医療防疫車	国、地方自治体、日本赤十字社又は医療法に基づく病院若しくは診療所等（これらの団体により構成される中小企業等協同組合を含む）に	(略)

新		旧	
<p>において、健康診断、治療等のため、又は獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者が、動物の治療等のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 健康診断、治療等の用に供する椅子又は寝台を有し、かつ、<u>医師又は看護師等が作業を行うのに必要な空間を有していること。</u></p> <p>2 健康診断、治療等の用に供するエックス線撮影装置、検眼装置又は心電図測定装置等を有すること。</p> <p><u>なお、他の部位と明確に区別ができる専用の設置場所を有する場合には、脱着式であってもよい。</u></p> <p>3～6 (略)</p>		<p>において、健康診断、治療等のため、又は獣医療法に基づく診療施設の開設の届出をした者が、動物の治療等のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 健康診断、治療等の用に供する椅子又は寝台を有し、かつ、<u>医師又は看護婦等の用に供する椅子を有すること。</u></p> <p>2 健康診断、治療等の用に供するエックス線撮影装置、検眼装置又は心電図測定装置等を有すること。</p> <p>3～6 (略)</p>	

3-2 用途区分通達4-1-3(2)の自動車

3-2 用途区分通達4-1-3(2)の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
患者輸送車	<p>医療機関等において医療等の提供を受ける者(以下「患者等」という。)を輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、特種な目的に使用するための床面積を算定するための設備には、寝台又は担架の他、</p>	<p>(略)</p> <p>・<u>上記を除き、複数の位置で担架を固定するための固定装置は、そのすべてを特</u></p>

車体の形状	構造要件	留意事項
患者輸送車	<p>医療機関等において医療等の提供を受ける者(以下「患者等」という。)を輸送する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>なお、特種な目的に使用するための床面積を算定するための設備には、寝台又は担架の他、</p>	<p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

新			旧		
	<p>患者等1人につき介護人1人までの乗車設備を含めることができる。この場合における介護人の乗車設備は、1の設備の近くに設けられていること。</p> <p>また、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 物品積載設備を有していないこと。</p>	<p><u>種な目的に使用するための面積を算定するための設備に含むものとする。</u></p> <p><u>・患者等の看護のために必要な薬品等を収納する棚等が設置された部分については、物品積載設備には該当しないものとする。</u></p>		<p>患者等1人につき介護人1人までの乗車設備を含めることができる。この場合における介護人の乗車設備は、1の設備の近くに設けられていること。</p> <p>また、用途区分通達4-1(3)の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 物品積載設備を有していないこと。</p>	<p>(新設)</p>

3-3 用途区分通達4-1-3(3)の自動車

3-3 用途区分通達4-1-3(3)の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
検査測定車	<p>検査、検定、観測、計測、実験等（以下「検査等」という。）を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。なお、国、地方自治体又は調査研究を行うことを目的として設立した一般社団法人若しくは一般財団法人が、検査等を行うために使用する被牽引自動車にあつて</p>	<p>(略)</p> <p><u>・ルーフラック・キャリア等の各種ラック類、ボンネット、トランク、屋根本体及びこれらに類する</u></p>

車体の形状	構造要件	留意事項
検査測定車	<p>検査、検定、観測、計測、実験等（以下「検査等」という。）を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。なお、国、地方自治体又は調査研究を行うことを目的として設立した一般社団法人若しくは一般財団法人が、検査等を行うために使用する被牽引自動車にあつて</p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p>

新		旧	
<p>は、1に掲げる要件を満足するものであればよい。</p> <p>1 検査等を行うのに必要な機械器具又はデータ処理装置を有すること。</p> <p><u>ただし、検査等を行うのに必要な機械器具を構成するセンサー、アンテナ等、検出部は自動車の車室外に設置、展開して使用するものであってもよい。この場合において、特種な目的に使用するための面積には、車室外において検出部を調整するために自動車の車体外表面に設置された作業スペースを含めることができる。</u></p> <p>なお、ノギス、マイクロメータ等、手に持って検査等を行うことができる機械器具は、この場合の検査等に必要な機械器具に該当しないものとする。</p> <p><u>2 1の作業スペースが屋根部に設けられている場合にあっては、作業スペースに至るための安全に昇降できる階段、はしご等を有していること。</u></p> <p><u>3～4 (略)</u></p>	<p><u>部位は、1「自動車の車体外表面に設置された作業スペース」に該当しないものとする。</u></p>	<p>は、1に掲げる要件を満足するものであればよい。</p> <p>1 検査等を行うのに必要な機械器具又はデータ処理装置を有すること。</p> <p>なお、ノギス、マイクロメータ等、手に持って検査等を行うことができる機械器具は、この場合の検査等に必要な機械器具に該当しないものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2～3 (略)</u></p>	
3-4 用途区分通達4-1-3(4)の自動車		3-4 用途区分通達4-1-3(4)の自動車	

新			旧		
車体の形状	構造要件	留意事項	車体の形状	構造要件	留意事項
キャンピング車	<p>車室内に居住してキャンプをすることを目的とした自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 次の各号に掲げる要件を満足する就寝設備を車室内に有すること。</p> <p>(1) 就寝設備の数 乗車定員の3分の1以上（端数は切り捨てることとし、乗車定員2人以下の自動車にあっては1人以上）の大人用就寝設備を有すること。 この場合において、大人用就寝設備を少なくとも1人以上有している場合は、子供用就寝設備2人分をもって大人用就寝設備1人分と見なすことができる。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる要件を満足する水道設備及び炊事設備を有すること。</p> <p>(1) 水道設備 水道設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するものをいう。 ア～イ (略) ウ 洗面台等は、車室内において容易に使用することができる位置（洗面台等</p>	<p>(略)</p> <p>・ 2 (1) <u>エ</u>及び2 (2) <u>ク</u>において、「空間を有していること。」とあるのは、キャンプ時において、車室を拡張させることができる構造のものであって、展開した状態において2 (1) <u>エ</u>及び2 (2) <u>ク</u>で規定する有効高さを満足する場合を含むものとする。</p> <p>・ 乗車設備、構造</p>	キャンピング車	<p>車室内に居住してキャンプをすることを目的とした自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 次の各号に掲げる要件を満足する就寝設備を車室内に有すること。</p> <p>(1) 就寝設備の数 乗車定員の3分の1以上（端数は切り上げることとし、乗車定員3人以下の自動車にあっては2人以上）の大人用就寝設備を有すること。 この場合において、大人用就寝設備を2人以上有している場合は、子供用就寝設備2人分をもって大人用就寝設備1人分と見なすことができる。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる要件を満足する水道設備及び炊事設備を有すること。</p> <p>(1) 水道設備 水道設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するものをいう。 ア～イ (略) ウ 洗面台等は、車室内において容易に使用することができる位置（洗面台等</p>	<p>(略)</p> <p>・ 2 (1) <u>ウ</u>及び2 (2) <u>キ</u>において、「<u>上方には有効高さ1,600mm以上の空間を有していること。</u>」とあるのは、キャンプ時において、車室を拡張させることができる構造のものであって、展開した状態において<u>洗面台等又は調理台等を利用するための床面から上方に有効高さ1,600mm以上の空間を有することとなる場合を含むもの</u>とする。 (<u>新設</u>)</p>

新		旧	
	<p>に正対して使用でき、かつ、洗面台等と利用者の間に他の設備等がなく、かつ、洗面台等を利用するための床面がその他の床面との間に著しい段差を有していないことをいう。)にあること。</p> <p>エ 洗面台等を利用するための床面から上方には有効高さ1,600mm(洗面台等の上端(蛇口、レバー及び浄水器等、水を供給する構造を除く。))が、これを利用するための床面から上方に850mm以下の場合にあつては1,200mm)以上の空間を有していること。</p> <p>(2)炊事設備</p> <p>炊事設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するものをいう。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 調理台等は、車室内において容易に使用することができる位置(調理台・コンロ等に正対して使用でき、調理台・コンロ等と利用者の間に他の設備等がなく、かつ、調理台・コンロ等を利用するための床面がその他の床面との間に著しい段差を有していないことをいう。)にあること。</p> <p>ク 調理台等を利用するための床面から</p>	<p>要件で規定する設備(二層構造の上層部分に設ける就寝設備を除く。)及びその他構造要件で規定されていない任意の設備と兼用である部位は、6「専用の収納場所」に該当しないものとする。</p>	<p>に正対して使用でき、かつ、洗面台等と利用者の間に他の設備等がないことをいう。)にあり、かつ、これを利用するための床面から上方には有効高さ1,600mm以上の空間を有していること。</p> <p>(新設)</p> <p>(2)炊事設備</p> <p>炊事設備とは、次の各号に掲げる要件を満足するものをいう。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 調理台等は、車室内において容易に使用することができる位置(調理台・コンロ等に正対して使用でき、かつ、調理台・コンロ等と利用者の間に他の設備等がないことをいう。)にあり、かつ、これを利用するための床面から上方には有効高さ1,600mm以上の空間を有していること。</p> <p>(新設)</p>

新			旧		
	<p><u>上方には有効高さ1,600mm（調理台等の上面が、これを利用するための床面から上方に850mm以下の場合にあっては1,200mm）以上の空間を有していること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 脱着式の設備は、走行中の振動等により移動することがないように所定の場所に確実に収納又は固縛することができるものであること。</p> <p><u>また、専用の収納場所を有する場合にあっては、「特種な設備の占有する面積」に当該収納場所の占める面積を、脱着式の設備を当該格納場所に格納する面積を上限として、加えることができるものとする。</u></p> <p>7 (略)</p>			<p>(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 脱着式の設備は、走行中の振動等により移動することがないように所定の場所に確実に収納又は固縛することができるものであること。</p> <p>7 (略)</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
キャンピングトレー	<p>キャンプをすることを目的とした被けん引自動車であって、キャンプ時において、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次に掲げる要件を満足する水道設備及び炊事設備を有し、車室内に水道設備の洗面台</p>	(略)	キャンピングトレー	<p>キャンプをすることを目的とした被けん引自動車であって、キャンプ時において、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 次に掲げる要件を満足する水道設備及び炊事設備を有し、車室内に水道設備の洗面台</p>	(略)

新		旧	
	<p>等及び炊事設備の調理台等並びにコンロ等の設備を有していること。</p> <p>水道設備及び炊事設備の要件は、キャンピング車の構造要件 2 (1)、(2)、(3)を準用する。</p> <p>なお、2 (1) エ及び (2) ク中括弧内は適用しない。</p>		<p>等及び炊事設備の調理台等並びにコンロ等の設備を有していること。</p> <p>水道設備及び炊事設備の要件は、キャンピング車の構造要件 2 (1)、(2)、(3)を準用する。</p>
<p>附則（令和 4 年 3 月 1 日国自整第 278 号）</p> <p><u>1 本改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。</u></p> <p><u>2 改正前に登録を受けている自動車又は車両番号の指定を受けている自動車にあつては、本通達で定める自動車の構造要件に関し、その自動車の構造・装置に変更がない限りにおいて、なお従前の例によることとする。</u></p>			